

県立学校空調設備整備事業の整備手法について(要望)

(一社)滋賀県空調衛生設備工業協会
会長 大崎裕士

県におかれでは、平成29年度当初予算において、長浜北、長浜北星、彦根翔西館の県立学校3校の空調設備をリース方式により整備することとし、また平成31年度以降については、PFI導入可能な検討を行うとされておりますが、県内業者の育成および公共施設の将来にわたる品質確保の観点から、県内設備業者に直接発注されるよう強く要望いたします。

〈リース方式の主な問題点〉

1. リース業者からの下請け受注では県内設備業者の育成につながらない。
 2. リース業者の利益確保が優先され、工事費にしわ寄せがくくる懸念がある。
 3. 県外業者では、きめ細かなメンテナンスに対応できない。
 4. 担い手3法の理念である「**将来にわたる公共工事の品質確保**」及び「**中・長期的な担い手確保**」の趣旨からの逸脱。
 5. 滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例の趣旨からの逸脱。
- 下請け受注では適正な利潤確保が難しい。
ダンピング受注への懸念(品質確保への懸念)
- 県内外の業者とも人手不足で、遠距離では十分手が回らない懸念。
「安ければ良からう」ではなく、担い手3法の理念実現に向けた発注方法に十分ご配慮いただきたい。
- 当業界のみならず県内電気工事業者、県内設備機器販売業者の受注機会の逸失となり、県内経済への波及効果がきわめて低い。

〈担い手3法の理念実現への道筋〉

